相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚住町金ケ崎一四〇三番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町金ケ崎一四八番地の二　被相続人　亡　楞野　雅次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

神戸市中央区中町通二丁目二番一七号　武田ビル五階　神戸駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　功行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍**廣**島縣佐伯郡飛渡瀬村一五一番屋敷、最後の住所**廣**島縣佐伯郡飛渡瀬村一五一番屋敷　被相続人　亡　平田ヤチヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一

相続財産管理人　司法書士　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市新市町大字宮内四二六番地二、最後の住所広島県福山市新市町大字宮内九番地五　被相続人　亡　皿海　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所広島県福山市多治米町一丁目一一番五号

相続財産管理人　司法書士法人彩りサポート　代表社員　塩飽　一世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町畝二丁目九六九番地三、最後の住所広島県呉市警固屋九丁目一番三八号　被相続人　亡　川野　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所広島県呉市中央三丁目九番一号

相続財産管理人　司法書士　木戸　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市立江町字南田頭二一番地二、最後の住所徳島県小松島市立江町字南田頭二一番地の二　被相続人　亡　兒島　政俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

徳島県徳島市南出来島町一丁目四四番地

あおぞら綜合

相続財産管理人　司法書士　元廣　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市一万城町三四号三番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市

被相続人　亡　池畑　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番一一号ヒスポワール宮崎県庁通り二〇五号小城和男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小城　和男

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成三十年五月二十五日

一、墳墓等所在地　埼玉県川越市元町二丁目一一一

一、墳墓等の名称　養寿院境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　小久保家　小久保かん、小久保市五郎、小久保かつ、小久保まき、不詳二名、中島家　中島つね、中嶌徳右エ門、中嶌留姫、中嶌松五郎、中嶌加祢、井上家　井上榮吉、井上わか、井上貞弘、井上つる、不詳二名

一、改葬を行おうとする者　埼玉県川越市元町二丁目一一一　宗教法人養寿院　代表役員　金剛　清輝

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年5月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社東急コミュニティー　②国土交通大臣(12)1990　③代表取締役　雑賀克英　④東京都世田谷区用賀四丁目10番1号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区博労町3－2－8　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都世田谷区用賀四丁目10番1号　株式会社東急コミュニティー　代表取締役　雑賀克英

①有限会社タートル商事　②東京都知事(5)72591　③代表取締役　池亀眞弘　④東京都世田谷区給田五丁目9番18号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都世田谷区給田五丁目9番18号　有限会社タートル商事　代表取締役　池亀眞弘

①三光企業株式会社　②東京都知事(1)33739　③代表取締役　平畑易子　④東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目26番17号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目26番17号　三光企業株式会社　代表取締役　平畑易子

①株式会社正不動産　②愛知県知事(2)22053　③代表取締役　宮川正幸　④愛知県小牧市新町三丁目462番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県小牧市新町三丁目462番地　株式会社正不動産　代表取締役　宮川正幸

①菱信産業株式会社　②福岡県知事(5)13705　③代表取締役　永田篤生　④福岡県北九州市八幡西区皇后崎町11番9号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県北九州市八幡西区皇后崎町11番9号　菱信産業株式会社　代表取締役　永田篤生

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成三十年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十五日

東京都千代田区平河町一丁目四番五号

博報堂企業年金基金

清算人　鈴木　常明